

2024年 7月 第144号



産業文化通信

J C I 産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都千代田区神田鍛冶町 3-6-7 6階

電話：03-3525-4838



先月、「育成就労」創設の改正入管法が成立致しました。これにより約 30 年間（外国人研修生を含むと約 40 年間）続いてきた「技能実習制度」が終わりを迎えます。入管法新時代の幕開けとなります。

改正入管法が成立しました！



「技能実習制度」に代わり、新たに外国人材受入れの新制度となる「育成就労」を創設することなどを柱とした入管難民法などの改正案が 6 月 14 日、参院本会議で可決・成立しました。交付から 3 年以内（2027 年 4 月 1 日予想）に施行される事が決定となりました。

● 技能実習生制度と育成就労制度の比較 ●

項目	技能実習（現行）	育成就労（新制度）
期間	1号・1年間、2号・2年間、3号・2年間 トータル最長5年間	基本3年間 (終了後は特定技能1号へ)
目的	人材育成を通じた国際貢献	人材育成と人材確保
仕事・ 職務	作業単位で技能を学ぶ (労働者ではない)	産業単位で雇用者に労働提供する (労働者である)
日本語 要件	なし（介護職種を除く）	あり（就労開始までに日本語能力試験5級の合格、若しくは日本語講習受講の義務）
産業別 方針	なし	産業別政府方針あり
転職	やむを得ない場合を除き不可	1～2年経過で希望により可能になるルール

新制度のもとでは、組合も「監理団体」から「監理支援機関」へ変更となり、新たなライセンスの取得が必要となります。

この入管法における歴史的な大転換期を、組合員の皆様方と一丸となって乗り越えて参りたいと存じます。

今後とも弊組合にご用命賜ります様、何卒宜しくお願い申し上げます。

